

随意契約に係る事項の公表について

秋田県立療育機構契約事務取扱規程第20条により、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体との随意契約に係る事項を次のとおり公表します。

1 提供を受ける役務の仕様等

秋田県立医療療育センター清掃業務

2 契約に関する事務を所掌する団体名及び所在地

秋田県立医療療育センター

秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

3 その他（次の書類は、見積書の提出と同時に提出すること）

・清掃作業監督者・建築物環境衛生管理技術者・ビルクリーニング技能士のいずれかの資格を有する作業員を配置できること。

・配置される作業員に係る雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（事業主通知用）及び社内研修受講証明書の提出ができること。

お問い合わせ

秋田県立医療療育センター 事務部

TEL：018-826-2401 FAX：018-826-2407